民法　司法令７－２９　肢イ

第１　肢の結論

正しい

第２　悪意の受益者が損害賠償を行うために必要な条件

１．問題の所在

７０４条前段は，悪意の受益者の受けた利益の返還義務を定める。そして，７０４条後段は，賠償義務を定める。賠償義務に関して，「損害があるとき」としか規定がないが，それ足りるのか。７０４条後段の適用条件が問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

７０４条後段は，不法行為（７０９条）の要件を満たす限り，適用される。

よって，肢は正しい。

（２）理由

確かに，文理上，「損害があるときに，その賠償の責任を負う」とのみある。

したがって，７０４条後段は，客観的に損害があれば，特別な賠償責任を悪意の受益に負わせた規定とも思える。

しかし，不都合である。

すなわち，損害という結果で賠償責任を悪意者の受益者に負わせることは，過度な負担となり酷である。利得を返す分には，本来得られなかったものを戻すだけなので，０に戻るのみだが，賠償となると，マイナスとなり受益者に負担が発生してしまう。

緩やかな要件で責任を解くことは，不当である。賠償の発生を制限する必要性がある。

７０９条で要件を定めた趣旨は，理由なく，責任を負担させることは，酷であるため，合理的な理由を要求したものである（過失責任の原則）。

不当な責任を負わせない必要性があるのは，民法全体から見ても大前提である。

したがって，７０４条後段に特段，規定がないのは，当然の前提だから記載がないのであり，７０９条とは別の特別な賠償責任を認めるものではない。

よって，結論通り，不法行為の要件を満たす場合に限り，７０４条後段を適用すると解するのが相当である。

以上